

認証資格の無効について

1. 認証資格無効と再認証試験受験資格

認証資格は、2項「認証資格が無効となる条件」に該当する場合に無効となります。

無効となる条件が発生した場合、速やかに(遅くとも6か月以内に)雇用主に連絡するとともにJSNDI 認証事業本部査定委員会に「認証無効届出書」を提出してください。

認証資格は無効となりますが、特別再認証試験受験資格が与えられます。また、認証資格が無効となったことはホームページに公表されます。

「認証無効届出書」の提出が、無効となる条件が発生してから6か月を超えてしまった場合、特別再認証試験受験資格は与えられません。

2. 認証資格が無効となる条件

次の場合に認証資格は無効となります。

①個人が、雇用主の責任の下に毎年行われている視力検査に合格しなかったことによって、業務の遂行が身体的に不可能な場合。

②個人が認証を受けた NDT 方法に関して大幅な中断が生じた場合。

大幅な中断

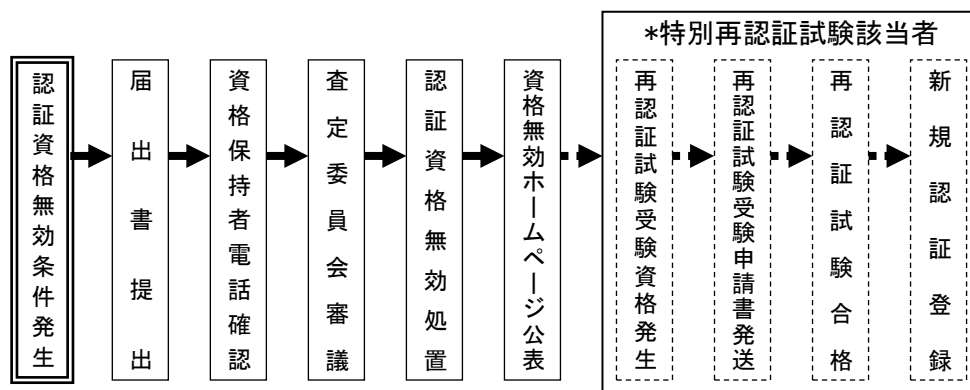
・ 認証を受けた個人の業務の欠如又は変更であり、連続した1年間又は2回以上の期間の総計で2年間を超えて、認証を受けた適用範囲の NDT 方法の資格レベル及び分野に対応した職務を遂行できなくなる期間。

* 所属部署等の業務内容変更、人事異動、転職及び退職などにより NDT 業務の遂行ができない状態となった期間のこと。ただし、NDT 業務のない部署等に所属していたとしても、勤務先として NDT 業務があり、定期的又は不定期に NDT 業務に従事している場合は、この限りでない。

・ 中断期間を算出する場合、法定休日、30日未満の病気の期間、30日未満の訓練コースの期間は含めない。

* 法定休日：労働基準法で定められた休日（週1日の休日のこと）。祝日及び休暇（育児休暇等）は、法定休日に含まれません。

3. 手続きの流れ



4. 提出先（簡易書留で提出してください）

（一社）日本非破壊検査協会 認証事業本部 査定委員会

〒136-0071 東京都江東区亀戸 2-25-14 立花アネックスビル 10階

TEL 03-5609-4014

